宍粟市市民局及び出張所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月20日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第10号

宍粟市市民局及び出張所設置条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市市民局及び出張所設置条例施行規則（平成17年宍粟市規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表第２（第３条関係）
１　市民局
<table><tr><th>課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>まちづくり推進課</td><td>［略］
一宮市民協働センターの管理に関すること。（宍粟市一宮市民局のまちづくり推進課に限る。）
［略］</td></tr></table>２　出張所
<table><tr><td>［略］</td></tr></table></td><td>別表第２（第３条関係）
１　市民局
<table><tr><th>課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>まちづくり推進課</td><td>［略］
一宮市民協働センターの管理に関すること。（宍粟市一宮市民局のまちづくり推進課に限る。）
<u>波賀市民協働センターの管理に関すること。（宍粟市波賀市民局のまちづくり推進課に限る。）</u>
［略］</td></tr></table>２　出張所
<table><tr><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、宍粟市波賀市民協働センター条例　（令和５年宍粟市条例第37号）本則の規定の施行の日から施行する。